

## パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書

わが国のパートやアルバイト・派遣などの非正規雇用労働者は1500万人を超え、労働者3人に1人の割合となり、増加の一途をたどっています。特に女性労働者の半数以上がパートや派遣などで働いています。2004年7月、国連の女子差別撤廃委員会はパート労働を間接差別としてわが国に積極的な是正措置を求めています。

1994年6月、ILO（国際労働機関）総会では「パートタイム労働に関する条約」とその勧告が採択されました。この条約では、パート労働者はフルタイム労働者より労働時間が短いだけであり、その権利や社会保障・労働条件などは、働く時間に応じて「均等待遇」とするよう求めています。

わが国においては、1993年12月、パートタイム労働法が施行されましたが、11年が経過しているにもかかわらず、パート労働者とフルタイム労働者の賃金格差は拡大をしています。2003年8月パートタイム労働法の指針改正のみが行われましたが、パート均衡処遇と努力義務規定はそのままに残されました。

今日では、パート労働者は基幹的労働力として重要な位置をしめているにもかかわらず、賃金や労働条件、不安定雇用などその処遇は少しも改善をされていません。フルタイム労働者との均等待遇を求める声は強まっています。

国会及び政府は、パート労働者の実効ある待遇改善をすすめるために、早期に「ILOパートタイム労働条約」を批准し、その主旨にそって、「パートタイム労働法」に「均等待遇」を明記し、罰則規定など実効性あるものにするよう、下記のとおり要望します。

### 記

1. 国会および政府はパート・臨時労働者への差別をなくし、正規労働者との「均等待遇」を実現するため、ILO175号条約（パート条約）の早期批准を行うこと。
2. 上記条約批准にともない、「パートタイム労働法」を改正すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

---

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めている。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められる。政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念がある。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりかねない。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることになる。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはならない。真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、以下の事項の実現を強く求める。

#### 記

1. 暮らしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。
2. 画一的な公務員の純減は止め、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
行革担当大臣 殿

---

#### 障害者への偏見と差別をなくす宣言決議

すべて国民は法の下に平等であり、社会的関係において差別されない社会の構築は基本的人権を尊重する上からも極めて重要である。

わが国においては、近年、障害者に対する理解は深まりつつあるものの、依

然として偏見や誤解のため日常生活のさまざまな場面において、まだまだ差別を受けている現状にある。

一 関市議会は、ここに「障害者への偏見と差別をなくす宣言決議」を行い、障害者基本法第3条に規定する基本理念実現のため、今後とも全力を尽くすものである。

上記のとおり決議する。

平成18年3月23日

一 関 市 議 会